

複数性・討議理論・シティズンシップ：ハーバーマ スと現代政治理論

牧野, 正義

<https://hdl.handle.net/2324/2534528>

出版情報 : Kyushu University, 2019, 博士 (学術), 論文博士

バージョン :

権利関係 : Public access to the fulltext file is restricted for unavoidable reason (3)

氏 名 : 牧野 正義

論 文 名 : 複数性・討議理論・シティズンシップ
—ハーバーマスと現代政治理論—

区 分 : 乙

論 文 内 容 の 要 旨

本論文の目的は、現代ドイツの社会哲学者、ユルゲン・ハーバーマスの討議理論を手がかりとして、現代のシティズンシップについて検討することである。「シティズンシップ」は、近年の政治理論において注目されている概念の一つであり、単に権利を享受するという受動的な形態を超えた市民としてのあり方が様々な形で模索されているが、その中で大きな重要性を持つ論点の一つとして、現代社会における文化的多様性や個人々の生き方・価値観・ニーズなどの多様化にどのように向き合っていけばよいか、という問題がある。

本論文では、ハーバーマスの討議理論を、英米圏を中心に展開されている現代政治理論の文脈に位置づけることを通じて、現代にふさわしいシティズンシップについての試論を提示した。ハーバーマスの討議理論は、討議倫理学や民主的法治国家論をはじめとして、シティズンシップの主題と重なり合う面を多く有しており、とりわけアイデンティティやライフスタイルの多元化・流動化という近代以降の社会的条件を真剣に受け止めながら精緻な理論構築がなされているという点で注目に値する。しかし、ハーバーマスのシティズンシップ論についての総合的・体系的な検討はこれまでなされておらず、表面的・断片的な理解に基づく誤解も見受けられるなど、いまだ討議理論自体が有する実践的含意が十分に共有されているとは言えない状況にある。本論文では、討議理論から導かれるシティズンシップ、すなわち「討議理論的シティズンシップ」の全体像を把握すべく、第1章・第2章でその「中心的部分」にあたる「基本原則」と「実践的方向性」を明らかにし、第3章では合理的議論という実践の形態が持ちうる追加的意義について、第4章・第5章で「補完的部分」としての市民的徳性および市民的アイデンティティの問題について、第6章で「応用的部分」としての学習／教育の問題についてそれぞれ検討を行った。

第1章では、「討議理論的シティズンシップ」全体の前提として、現代社会における「複数性」という条件の尊重、互いに異なりうる個人々の実存の尊重という視点があることを確認するとともに、討議倫理学や民主的法治国家論などの議論を振り返り、「討議理論的シティズンシップ」の「基本原則」として、規範の妥当性の基準や法体系が満たすべき形式の尊重という要素があることを明らかにした。この基本原則は、現代の社会的条件下において妥当な規範や正統な法秩序がありうるとしたらどのようなものであるかを示す、認識的・認知的性格を有する原則であり、討議の遂行や規範の遵守など、何らかの行為規範を直接に導くものではない。ただしこの基本原則が示す基準が満たされるためには一定の具体的実践が必要になることは確かであるから、討議理論的シティズンシップは、基本原則が満たされるために有益な役割を果たしうる実践の種類ないし特質（「実践的方向性」）は指し示していると考えられる。ただしそうした方向性は、特定の実践を特権視したり重要な貢献を不当に軽視したりすることがないように、十分に抽象的な形で定式化される必要がある。

第2章では、討議理論に対する様々な疑問や批判を検討しつつ、そうした実践的方向性とはいかなるものかを明らかにした。討議理論に向けられる批判や疑問の多くは、討議理論的シティズン

シップの考え方に原理的なレベルで対抗するものとしてではなく、それを単純化・実体化して捉えないようにすることの重要性を示唆するものとして位置づけることができる。「基本原則」が合理的討議を重視するのはあくまで（不断の再審可能性を前提とした）最終的な基準との関連においてである。討議理論を適切な抽象度において、またその幅広いカバー領域を視野に入れながら理解することを通じ、討議理論的シティズンシップの実践的方向性が、「熟議」の典型的な姿としてイメージされやすい「皆で集まって理性的に話し合う」という実践の形態のみならず、他のさまざまな様式・規模・媒体を伴うコミュニケーションや、内面的対話としての思考、ライフスタイルの実験的探求などの多種多様な実践を重要な要素として含みうることを明らかにした。討議理論的シティズンシップは「複数性」と対立するものとしてではなく、ポストモダンのシティズンシップとともに、それぞれ別の仕方でも「複数性」の尊重を目指すものとして位置づけるのが適切であると考えられる。

第2章での検討のとおり、討議理論的シティズンシップに基づく実践の具体的な形態は必ずしも「合理的議論」に限られないが、文脈によってはそれが特別な意義を持つ可能性もある。第3章では、討議理論の持つ規範理論的要素と社会理論的要素とを同時に視野に入れた検討を行うことを通じ、「合理的議論」という実践の形態が、行政システムや経済システムによる文化的資源の恣意的な利用への（政治システムを通じた法の正統化を含む）対抗という文脈において、恣意的に利用されにくい文化的資源の蓄積という積極的な役割を果たす可能性を持ちうることを明らかにした。

第4章と第5章では、動機づけに関わる「補完的部分」としての市民的徳性と市民的アイデンティティのあり方について検討し、討議理論が他の政治理論に比べてより配慮の行き届いた構想を示しうることを明らかにした。第4章で示したのは、討議理論的シティズンシップはコミュニケーションや討議への参加やその仕方といった内容を伴う市民的徳性の必要性を含意しうるものの、近代以降のコミュニケーションの条件を踏まえれば「公共的」な観点が見つかることはあらかじめ保証され得ないものであるから、市民が徳性の発揮や定着を他の市民に要求してよいと無条件に前提することはできないということ、他者への安易な徳の要求よりも、多種多様な実践が持つ潜在力を生かすような形で公共圏のキャパシティを拡大していくことの方が重要であるということである。第5章では、討議理論において市民的アイデンティティの重要な形態の一つとして位置づけられる憲法パトリオティズムが、普遍主義的憲法原理の具体的コンテクストにおける定着を重視しつつも、そのさらなる深化・再解釈の可能性をも視野に入れるものであること、またこれと類似した仕方でも、市民社会における道徳を基礎としたアイデンティティや、国境を超えたレベルにおける政治的アイデンティティという形態も構想されうる余地があることを明らかにした。

第6章では以上の検討を踏まえ、「応用的部分」としての学習／教育の問題について、目的・内容・方法の面から考察した。従来のシティズンシップ教育論に対して討議理論がどのような独自の貢献をなしうるかを検討し、目的の優先順位の明確化、継続的学習の重要性、（狭義の規範的問題に留まらない）学習対象の広がり、学習空間の相対化・拡大の必要性、教育による「態度」の直接的育成への留保、自己超克の契機的重要性などの面において、より注意深く幅広いシティズンシップ学習／教育を実現するために役立てることのできる留意点を示した。

本論文では以上のようなハーバーマスの討議理論の総合的・体系的検討を通じて、それが含意するシティズンシップの全体像を示し、あわせて現代シティズンシップの新たな可能性を提示した。すなわち、「複数性」という現代の社会的現実を真剣に受け止めつつ、人々の実践的要求を言語化する試みから生まれる共存の可能性を放棄しないシティズンシップ、そのために必要となる基準の尊重をあくまで重視するが、それにもかかわらず（あるいはそれゆえに）多様な実践の形態、シティズンシップの発揮の仕方そのものの「複数性」に開かれたシティズンシップ、普通の市民の日常の営みを含む生活の全体に根差した、底の厚いシティズンシップの可能性である。